

2021.10.18

「県民総合スポーツ大会・埼玉県ジュニアテニス大会」
新設に至る経緯について

埼玉県テニス協会

2021年9月13日に開催された「埼玉県テニス協会常務理事会」にて、表記大会の新設につき承認されましたが、ここに至るまでの間、数年に亘り、日本テニス協会（J T A）、関東テニス協会（K T A＝各都県テニス協会も含む）との間で議論を重ねてきたという経緯がありますので、県内ジュニア関係者の皆さんにこの場をお借りして改めて説明させていただきたいと思っております。

1. 議論開始に至る要因と現状認識について（埼玉を例にして説明します）

- ・関東エリア（1都7県）では、K T Aがジュニアのランキングシステムを運用しており、各都県ジュニアテニス選手権大会等はK T Aの公認大会として出場選手にポイントが付与され、K T A内でのランキングが決定します。
《現在、ジュニアの全国統一ランキングシステム試運転中です》

《K T A登録の流れ》

県内ジュニア団体は当協会へ団体登録（選手名簿添付）をします



当協会からK T Aに上記団体（名簿も）を報告します



K T Aに登録するジュニアは、上記団体に所属していることを前提に個人登録番号を取得します【ジュニアは各都県での登録番号はなく、K T A個人登録番号で管理されています】



K T Aから発行される登録番号は、どの都県から登録申請したかを示す番号（埼玉であれば、頭二けたが'34'）となります。

自分が所属する団体が埼玉県に団体登録されていればよいので、結果として、当該ジュニアが県内在住・在学か否かは関係ありません。

- ➡この制度が、当協会が「県内在住・在学」を唱えることになった要因であり、「県民総合スポーツ大会」総則に抵触する要因でもあります。

- ・数年前にJ T Aが、ジュニアの全国統一ランキングシステム（ジュニアJPIN）を展開することになり、各都県にて「JPIN登録番号」の登録手続きを実施することとなりました。その過程で、当協会経由でK T Aに登録しているジュニアの内、約1割が「県外在住・在学」であることが判明。

当協会としては、ジュニアの埼玉県代表を決める（その後の上位大会へもつながります）大会への参加資格は「県内在住・在学」であるべきとの判断から、J T Aに対して、統一ランキングシステム展開と併せて、参加資格についても全国統一の基準を策定するよう働きかけを行ってまいりましたが、現在に至るまで回答はなく、最終的には「各地域テニス協会内で発生した問題は、その地域内で処理すべきである」という規定まで作り、中央競技団体としての役割を放棄するような対応に終始しており、当協会を始めK T Aともども、大変遺憾に受け止めております。

2. 今回の大会新設について

- ・県の代表を選出する県ジュニア等の参加資格は「県内在住・在学」であるべきとの当協会の考えは現在も変わっていません。今回新設の「県ジュニアテニス大会」は、その考えを実現するための第1歩として、K T Aと当協会双方が歩み寄ったことで実現しましたが、これはあくまで暫定措置であり、目指すべきは従来の「県ジュニアテニス選手権」への一本化であることは言うまでもありません。
- ・当面の間、今回新設の大会は、県内のジュニア選手の普及・育成・強化に結びつくよう、初級（小学生初心者・小中学生初級者）、中級（ジュニア中級者）大会の上位に位置付ける大会とします。

3. 今後について

- ・J T AジュニアJPIN全国統一ランキングシステムは、J T A曰く「2025年から本格活用する」とのことで、それまではK T Aのランキングシステムが存続しポイントも生きるため、その間は、K T Aの大会規則に関連して、当協会が訴えてきた以下の点を、K T Aに対して強く働きかけて参ります。
 - ①参加資格を「在住・在学」とするか、「在住・在学・在クラブ」とするかの判断は、当面は各都県テニス協会の判断に委ねる。
 - ②現状の「登録所在都県で制約している出場ルール」を撤廃し、埼玉以外の都県でも「在住・在学」での出場を認める。
 - ③K T Aに登録されているクラブであれば、そのクラブ名を使って他都県の大会へ出場できるようにする。
そうすれば、クラブを移籍せずに同じ練習環境のままで継続でき、何よりも出場した選手が好成績を残せば、所属クラブもメリットを享受できるのではないか。
- ・現在運用が遅れている、J T AジュニアJPIN全国統一ランキングシステムが本格活用される段階では、「関東ジュニアテニス選手権埼玉県予選会（県ジュニア）」への大会の一本化と、各大会が当協会が主張する参加資格「県内在住・在学」により開催されるよう、J T A・K T A・各都県テニス協会へ働きかけを継続して参りますので、ご理解・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

以 上